

公益財団法人川崎市学校給食会
給食物資管理システム導入等業務委託
仕様書

令和7年5月1日

公益財団法人川崎市学校給食会

目次

1	システム導入目的・背景	4
2	履行期間等	5
(1)	システム導入スケジュール	5
	本調達に係るスケジュール	5
	次年度以降の調達に係るスケジュール（参考）	5
(2)	履行期間	6
(3)	履行場所	6
3	給食物資管理システムの基本方針	6
4	支払方法	6
5	給食物資管理システムの基礎的要件	6
(1)	給食物資管理システムの構築要件	7
(2)	システム利用者	10
(3)	システムアクセス環境	10
(4)	セキュリティ要件	10
(5)	可用性	11
(6)	性能・拡張性	12
(7)	運用・保守性	12
6	給食物資管理システムの導入等に関する各種業務内容	13
(1)	本調達に含まれる業務（令和7年度分）	13
(2)	次年度以降調達を予定している業務（令和8年度分）（参考）	14
7	各業務提案金額	14
(1)	本契約に係る提案金額	14
(2)	令和8年度調達を予定している業務の提案金額	14
(3)	令和9年度以降調達を予定している業務の提案金額	14
8	川崎市の学校給食実施状況及び給食会による食材調達状況について	15
(1)	給食の調理方式について	15
(2)	献立ローテーション	15
(3)	自校献立の実施	16
(4)	精米使用校と無洗米使用校の指定	16
(5)	委託炊飯の実施	16
(6)	食材の入札・発注	17
(7)	食材納入に関する留意事項	17
(8)	食数登録・変更方法及び予定食材量の変更方法	18
(9)	業務フローについて	18

9	機能要件	18
1 0	プロジェクト管理	18
(1)	実施計画書の作成	19
(2)	WBS (Work Breakdown Structure)の作成.....	19
(3)	進捗報告書の作成	19
(4)	議事録の作成	19
(5)	仕様変更履歴表の作成.....	19
(6)	作業体制.....	19
1 1	本業務に係る成果物品	19
1 2	その他	21

1 システム導入目的・背景

公益財団法人川崎市学校給食会（以下「給食会」という。）では、川崎市の小学校・中学校・特別支援学校の学校給食で使用する食材を発注するために必要な機能を備える統合システムとして、給食管理システムを導入している。

本システムは、食材発注の正確性と円滑な運用を支援するだけでなく、発注情報として必要な食数・献立情報のほか、アレルギー情報などを一元的に管理できる機能を有している。また、学校給食の運営主体である川崎市を含めたシステム利用者全員が、容易かつ効率的にアクセスできる環境が構築され、給食運営業務全体の効率化が図られている。

現在利用中の給食管理システムが令和8年12月にサービス終了となることから、これに代わる新たなシステムの導入を契機として、現行のシステムが提供している主要な機能を継承しつつ、現在のシステム運用に際して抱えている課題の解決を図ることにより、より安定的で効率的な運用を実現するものである。

現行システムでは、契約時に導入された環境に固定され、利用環境の変化に対する柔軟な対応が困難であるという課題がある。例えば、システムの利用に必須であった Internet Explorer (IE) のサポート終了時には、代替ブラウザである Microsoft Edge や Google Chrome への対応に追加の改修費用が発生するなど、クラウド環境にあるシステムとして柔軟性が不足し、環境の変化に迅速に対応することが困難な状況にあった。

また、GIGA スクール構想により、学校現場で学習用に設置されていたパソコン室の Windows 端末が撤去され、児童生徒及び教職員に GIGA 端末 (Chromebook) が配備された。この影響で、学校給食の食材発注に必要な献立情報を入力する学校側の作業においても、使用環境が大きく変化した。現行システムは Chromebook には対応しておらず、GIGA 端末での利用を可能にするには大規模な改修が必要となった。このように、システムの柔軟性が不足し、目まぐるしく変わる IT 環境への適応が困難であったことは、食材発注業務の効率化について大きな障害となった。

さらに、日々の業務の中で、全体の業務効率向上につながる細かな改善点や便利機能の追加に関する要望が利用者から上がることがあるが、これらはシステム全体の運用に大きな影響を及ぼすものではないため、毎年予算をかけて改修を行うことは現実的ではなく、結果として見過ごされがちである。そのため、利用者の意見が十分に反映されず、システムの継続的な改善が行われない状況となっている。

これらの課題を踏まえ、新たに導入する給食物資管理システムには、変化の早い IT 環境に幅広く適応できる柔軟性と、単なる維持管理にとどまらず、継続的な機能改善が期待できる運用体制が求められる。新たなシステムでは、特定の利用者向けに独自開発されたものではなく、広く複数の自治体・団体等で共通利用されるパッケージシステムとして、導入後も全体として継続的にアップデートが行われ、標準機能が進化していく仕組みが望ましい。導入時点で一部の仕様に適応するためにカスタマイズが行われたとしても、この

システム全体が独自開発のものとして切り離されることなく、パッケージ全体の機能改善が妨げられずに進められることが求められる。これにより、システムの利用環境の変化に迅速に適応し、都度有償改修の対応などで利用者側の負担を増やすことなく、業務の効率化と安定運用が可能となることから、クラウド環境の利点を活かし、最新の技術動向を反映しながら進化し続けるシステムが導入されることが望まれる。

最後に、給食物資管理システムは、川崎市の学校給食における食材調達の根幹を担うシステムであり、導入後は長期的な運用を計画しているため、短期間でのサービス終了は、給食会の業務継続やコスト面に大きな負担をもたらすことになる。今回導入するシステムには、長期的な運用が可能なサービス提供基盤が確保され、サービス提供事業者による持続可能な事業運営体制と、長期的な観点でシステムが陳腐化しない仕組みを備えていることが求められる。

2 履行期間等

(1) システム導入スケジュール

本調達に係るスケジュール

	期間	内容
①	契約締結日から 令和8年3月31日まで	システム要件定義、仕様確定、基本・詳細設計 サーバ構築、セキュリティ対策 システム構築、カスタマイズ実施 基本動作確認、データ移行計画・検証 先行操作研修（主要担当者）

次年度以降の調達に係るスケジュール（参考）

②	令和8年4月1日から 令和8年7月15日まで	テスト運用開始 各種調整作業
③	令和8年7月16日から 令和8年8月19日まで	全体操作研修（システム利用者全員）
④	令和8年8月20日から 令和9年3月31日まで	本格運用開始、運用サポート
⑤	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで （以降、年度更新）	システムサービス提供、運用サポート

※本調達に係る業務は①のみであり、②～⑤は別途契約とする。

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 履行場所

ア 公益財団法人川崎市学校給食会

(以下「給食会」という。)

イ 川崎市教育委員会事務局

(以下「教育委員会」という。)

ウ 川崎市立学校(小学校115校・中学校52校・特別支援学校(分校を含む)4校)

(以下「学校」という。)

エ 川崎市学校給食センター(南部・中部・北部の3か所)

(以下「学校給食センター」という。)

3 給食物資管理システムの基本方針

給食物資管理システムは、以下の業務を統合的に実施できるシステムとする。

- ◆ 給食会による入札関連業務、食材発注業務及び支払関連業務等
- ◆ 学校、学校給食センター及び教育委員会による食数管理・変更登録業務、予定食材料量変更登録業務、献立作成・登録業務等

本システムは、受注者がデータセンターにシステム環境を構築して管理・運営を行い、発注者はシステムの利用に関するサービスの提供を受ける立場に留まるものとする。

システムの利用者(給食会職員、教育委員会職員、学校栄養士等の教職員及び学校給食センター職員)が、履行場所から各自の業務端末を用いてアクセスする。

4 支払方法

業務完了後一括払いとする。

5 給食物資管理システムの基礎的要件

- ◆ 学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)に基づく給食事業を行う複数の自治体等で導入実績があり、令和7年度時点でも複数の自治体等で運用実績のあるパッケージソフトウェア製品を基盤とする。
- ◆ 小・中・特別支援学校合わせて200校規模での運用に耐えうるスケーラビリティ、データ処理能力を有すること。なお、同規模程度の導入実績があることが望ましい。
- ◆ 単独のパッケージシステムを基盤として統一された運用環境を確保するものとし、異なる開発者による複数のパッケージシステムを組み合わせてシステムを構築してはならない。ただし、業務上必要な範囲で、発注者等が利用する外部システムとの適切なデータ連携は行えること。

- ◆ 基盤となるパッケージシステムに不足する機能はカスタマイズで対応できること。ただし、基本業務（食材発注・食数管理・献立作成等）に必要な機能が著しく不足しているものを基盤とすることはできない。
- ◆ 利用者がインターネットを介してシステムを利用できること。
- ◆ 今後のクライアントOS等の更新などに伴うシステムのバージョンアップが運用保守の範囲内で実施され、運用に支障のないこと。
- ◆ 給食物資管理システムは、受注者がデータセンターにシステム環境を構築して管理・運営する専用ホスティングまたはプライベート環境で提供されるクラウド型システムとする。
- ◆ システムの稼働開始後も利用者からの要望や運用状況に応じて、定期的かつ継続的に、パッケージソフトウェアの機能改善や機能追加、適切なサポートが運用保守の範囲内で行うことができること。
- ◆ 運用保守または定期的な機能改善・機能強化の範囲を超える、発注者の要望に基づく大規模な機能拡張や関連機能等の追加カスタマイズについては、本契約に基づく費用と比較して妥当な範囲で調達可能であること。

(1) 給食物資管理システムの構築要件

ア システム方式

- ◆ Web 方式

イ クライアント OS

- ◆ Windows10 以降の最新バージョン
- ◆ Chromebook デバイスにインストールされる Chrome OS の最新バージョン

ウ ブラウザ

- ◆ Microsoft Edge
- ◆ Google Chrome

※ 本システムは、対応ブラウザの最新安定版及び直近の過去2バージョン以上に
対応し、上記主要ブラウザ環境での動作を保証すること。

エ アプリケーションソフト（出力帳票閲覧・編集用）

- ◆ Microsoft Excel（2007以降のデスクトップ版及びMicrosoft365）
- ◆ Google Sheets（スプレッドシート）

※ システムから出力される帳票を Google sheets（スプレッドシート）で開くことができ、閲覧・編集に支障のないこと。

※ Google Sheets で閲覧・編集が必要な帳票は、献立作成に必要と認めるものを指定する。なお、Google Sheets に対応していない帳票については、それを識別できる工夫がなされること。

※ 将来的に Google Sheets で閲覧・編集する帳票が増加する可能性があるため、拡張性を考慮した設計とし、必要に応じて別途改修が可能であること。

オ 追加ソフトウェア

- ◆ クライアントOSへの特殊なソフトウェアの追加を必要とせず、標準機能で動作可能とすること。
- ◆ セキュリティ目的（例：証明書の管理や署名作成）のために必要なモジュールやツールは例外とするが、各端末への導入にあたっては円滑に導入できるよう必要なサポートを行うこと。

カ データセンター

- ◆ 日本国内に設置されていること。
- ◆ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に基づく耐震構造を備えていること。特に、免振構造または制震構造を備えた施設であることが望ましい。
- ◆ 新ガス系消火設備を備えていること。
- ◆ 停電時には、非常用エンジンや移動電源車で対応するなど、システムに十分な電力供給が可能な対策が整備されていること。
- ◆ 24時間365日の自動運転による稼働が可能であること。
- ◆ データセンターのセキュリティーゾーン内には、データセンター関係者以外の不特定多数が利用する飲食店などのテナントが入居していないこと。
- ◆ データセンターファシリティスタンダードがティア3以上であることが望ましい。

キ サーバ

- ◆ 日本国内のデータセンターにサーバを設置するか、新たにデータセンターを借り受けて設置し、クラウド環境として管理・運営すること。
- ◆ 給食物資管理システムの円滑な稼働を確保するため、サーバは最大負荷（本仕様書5（2）の利用者の同時アクセス、給食費徴収システムから全児童・生徒分の食数データ約11万食分×30日分の流し込み処理）に対応可能な性能を有すること。なお、食数流し込み作業中に利用者のアクセスに支障がないように配慮すること。受注者は、性能要件を満たすサーバスペックを提案し、不可試験により要件を満たすことを証明すること。
- ◆ 安定性・可用性・セキュリティ対策・障害復旧対応などを十分に考慮すること。
- ◆ サーバへのセキュリティアップデートを必要に応じて実施すること。
- ◆ 障害発生時にもサービスを継続できるよう、HA（High Availability）機能を有すること。
- ◆ システムデータのバックアップを日次で実施すること。
- ◆ サーバに万一障害が発生した場合、速やかに復旧し業務が滞ることのないようにすること。
- ◆ サーバ運用について年間の稼働率99.9%以上を目標として、年次報告を行う

こと。目標値に達しない場合は具体的な改善策を提示し、翌年度の運用で実施すること。ただし、サーバーメンテナンスなどによる計画的なシステム停止は稼働率算定の対象外とする。

- ◆ 運用管理者は、障害発生時のログを取得し、発注者に報告できる体制を整えること。
- ◆ 本システムが5年間安定稼働するスペックを有すること。

ク 外部システム連携

- ◆ 教育委員会が使用する「給食費徴収システム」から出力される食数関連帳票（CSV ファイル）から情報の取り込みが円滑にできること。
- ◆ 本システムでは、献立情報及びアレルギー情報を出力し、外部ツール（Excel マクロ等）を用いて個人情報と結びつけたアレルギー帳票を作製できる仕組みを用い、児童生徒の個人情報をサーバに保存しないこと。なお、当該外部ツールは受注者が作成し、システムのサービス提供の一部として保守・管理すること。

ケ カスタマイズ

- ◆ 本仕様書記載の機能要件を満たさない部分については、カスタマイズによって対応するものとする。ただし、カスタマイズ後の機能は、パッケージ製品のバージョンアップ時にも継続して維持されること。また、バージョンアップによってカスタマイズ部分の維持に改修作業等が必要となる場合も、その大小を問わず、保守の範囲内で対応すること。
- ◆ 本仕様書で指定する様式の帳票については、必要に応じてカスタマイズを行い、指定様式が出力できるようにすること。
- ◆ 既存の機能を工夫して使用することによりカスタマイズを行わずに対応できる場合は、その操作が著しく煩雑でないことを条件として発注者の許可を得たものに限り、使用方法をマニュアルに記載することで対応可能とすること。
- ◆ 給食会職員、教育委員会職員、学校及び学校給食センターの栄養士へのヒアリングを実施し、具体的な要件定義を行い、機能仕様の詳細を明確にすること。
- ◆ ヒアリング内容を含めてシステム全体のカスタマイズ内容を精査し、スケジュールを策定の上、必要なカスタマイズを実施すること。

コ データ移行

- ◆ 現在給食会が保有している業者データ（約50件）、食材データ（約2,500件）、料理データ（約7,500件）、料理明細データ（約73,000件）、献立データ（料理データ約105,000件、食品データ約680,000件）等が給食物資管理システムで円滑に使用できるよう移行すること。
- ◆ 旧データについては、CSV形式の電子データとして提供する。
- ◆ 仮稼動前にデータの引継ぎを完了すること。
- ◆ 初期データとして「日本食品標準成分表2017版（7訂）」が登録されている

こと。

(2) システム利用者

給食物資管理システムの利用者、予定人数及び主な担当業務は、以下を想定している。

利用者	予定人数	主な担当業務
給食会職員	12 名程度	業者管理・食品管理・食数管理・食材量管理・見積管理・発注管理・支払管理・その他管理者として全ての機能
教育委員会 給食担当職員	15 名程度	食品管理・料理管理・献立管理・アレルギー児童生徒管理・食数管理・食材量管理等
小学校・特別支援学校 (栄養士)	100 名程度	料理管理・献立管理・アレルギー児童生徒管理・食数管理・食材量管理等
中学校 (栄養士)	6 名程度	料理管理・献立管理・アレルギー児童生徒管理・食数管理・食材量管理等
学校給食センター (栄養士)	12 名程度	料理管理・献立管理・アレルギー児童生徒管理・食数管理・食材量管理等
小学校給食担当職員	115 名程度	食数管理等
特別支援学校給食担当職員	4 名程度	食数管理等
学校給食センター職員	6 名程度	料理管理・献立管理・アレルギー児童生徒管理・食数管理・食材量管理等

(3) システムアクセス環境

利用場所	給食会	教育委員会 学校給食センター		学校		
端末通称	給食会端末	計画配置	GIGA 端末	KEINS	SAINS	GIGA 端末
OS	Windows	Windows	Chrome	Windows	Windows	Chrome
ブラウザ	Edge	Edge	Chrome	Chrome Edge	Edge	Chrome
帳票ソフト	Excel	Excel	Google Sheets	Excel	Excel	Google Sheets

※ 端末は一部例外を除きリース品であり、5 年程度で更新される。

(4) セキュリティ要件

ア 公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）等からセキュリティ対策の実施内容・管理体制を示すこと。

- イ 再委託を行う場合、再委託されることにより生ずる脅威に対する情報セキュリティを十分に確保し、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するため、約款に定めるもののほか、次のような情報を発注者に提供すること。
 - (ア) 再委託先事業者情報
 - (イ) 再委託内容
 - (ウ) 再委託先の情報セキュリティ責任者
 - (エ) 再委託先の個人情報管理者
 - (オ) 再委託先の従事者の情報
 - ウ 本システムは、発注者が許可するグローバルIPアドレス以外からのアクセスを制限すること。また、許可するグローバルIPアドレスの追加や変更が迅速かつ容易に行える機能を提供すること。アクセス制御は、ファイアーウォールやアプリケーションレベルで実施されるものとし、運用管理者等が管理画面またはAPIを通じて設定を変更できるようにすること。
 - エ 不正なアクセスを防止するため、以下のアイデンティティ管理（アカウントの発行や削除等のメンテナンス）及びアクセス制御（機能ごとにアクセスする権限のない職員がアクセスできないように制限）を実施すること。
 - (ア) ID及びパスワードによる認証
 - (イ) 許可されたグローバルIPアドレス以外からのアクセス制限
 - (ウ) 業務担当ごとに適切なアクセス権限を設定し必要最小限の権限の付与
 - (エ) アクセスログの記録
 - オ クラウドサービス内及び通信回路全般において、適切な暗号化を実施すること。
 - カ 受注者またはメーカーはアクセスログ及び操作証跡を保存、取得、提供する機能を有すること。また、このログは12ヵ月以上保存し、適切な管理体制の下で保持すること。
 - キ システムで使用するミドルウェアは定期的に脆弱性点検を実施し、問題が検知された際は速やかに発注者に報告し、対応を行うこと。また、サポート期限内のバージョンを使用すること。
 - ク 不正な利用を監視可能であること。
 - ケ 脆弱性について迅速に対応が行われること。
 - コ システム運用の各要件について「川崎市情報セキュリティ基準」を遵守すること。
- (5) 可用性
- ア 日常的に使用するため、安定したサービス提供が可能なシステムであること。
 - イ 故障発生時には、速やかに復旧を行うことができるように、故障原因の解明が容易なシステムであること。

(6) 性能・拡張性

ア 性能

- ◆ オンライン性能として、給食物資管理システムのレスポンスタイムの目標値は、利用者側のネットワーク状況に起因するものを除き 3 秒以内とすること。ただし、利用端末のスペックは以下として見積もること。

① O S	Windows10 以降
② プロセッサ	Intel Core i5 以上（2 コア以上、2 G H z 2GHz 以上）
③ メモリ	2 G B 以上
④ ブラウザ	最新バージョンの Google Chrome、Microsoft Edge
⑤ 回線速度要件	
回線タイプ	光回線(FTTH)または同等の高速通信環境
ダウンロード速度	5 0 M b p s 以上
アップロード速度	1 0 M b p s 以上

- ◆ 本仕様書 5 (2) の利用者が同時にアクセスしたとしても正常に機能すること。

イ 拡張性

- ◆ パラメータ設定によって軽微な機能変更や帳票類の表示変更が容易に行えること。
- ◆ システムの稼働状況や利用者からのフィードバックに基づき、パッケージ全体の定期的な機能強化・改善提案を実施できること。改善内容には、操作性の向上、処理効率の最適化、新機能の追加が含まれる。
- ◆ 法令改正や制度変更があった場合、迅速にシステムの改修を行えること。
- ◆ 軽微な機能変更や帳票類の表示変更等が導入後の保守の範囲内で行えること。
- ◆ 学校や調理場の新設・統廃合があった場合に保守の範囲内で対応できること。ただし、ライセンス費用が発生する際には別途協議できるものとする。
- ◆ 使用するネットワークの変更にも保守の範囲内で対応できること。
- ◆ 保守の範囲内を超える改修が発生し、本パッケージシステム全体の改修が必要となる場合、その費用はパッケージシステムを利用する全利用者に広く公平に分担されるものとし、発注者のみが不当に全体の改修費用を負担することがないようにすること。ただし、発注者の独自カスタマイズや、運用方法の変更に起因する改修についてはこの限りではない。

(7) 運用・保守性

ア 運用形態

- ◆ データセンター・サーバ等、システムの運用に関する一切の管理は受注者が実施し、利用者側のパソコンやネットワーク等は各利用者が管理する。
- ◆ 給食物資管理システムは、給食会に設置するパソコン、学校に設置する教育用

パソコン、教育委員会、学校及び学校給食センターに設置する川崎市計画配置パソコンからインターネットを介してアクセスできるよう、クラウド環境として管理・運営すること。

イ 発注者が提供した情報（データ）の運用

- ◆ 受注者は、サービスの提供に必要な範囲内でのみデータを利用することを原則とし、それ以外の目的での利用や流用について発注者の許可を得ずに行うことを禁止する。
- ◆ 受注者及び外部サービス提供者はデータの著作権及び所有権を主張しないこと。
- ◆ 本システムの利用終了時に、給食会から提供された全ての情報が外部サービス基板上から確実に削除可能であること。なお、削除される対象はバックアップ等により複製されたものも含む。
- ◆ 本システムの利用終了時に、情報の廃棄にかかる実施報告書を提出すること。

ウ システムの運用及び機能追加等

- ◆ 発注者の意図しない変更を防止する一貫した品質保証体制のもとで運用すること。なお、ここでいう「意図しない変更」とは、次に挙げるものであり、発注者の意図に反しない機能追加や改善を妨げるものではない。
 - ▶ 非公開に設定した情報が、仕様変更や新機能の追加により勝手に公開される変更。
 - ▶ 新しく追加された機能が意図せず情報を公開するような変更。

エ 保守・運用サポート等

- ◆ 使用頻度の高い操作等について、簡易操作マニュアルやFAQ等を作成すること。
- ◆ ソフトウェアのセキュリティホールに関する情報については、定期的に受注者側で収集し、セキュリティパッチを適用すること。

オ その他

- ◆ 利用規約、各種設定の変更がある場合は、直ちに文書等の方法で事前に告知すること。
- ◆ 消費税及び地方消費税の税率変更の対応が可能であること。

6 給食物資管理システムの導入等に関する各種業務内容

(1) 本調達に含まれる業務（令和7年度分）

ア 給食物資管理システム導入準備

- (ア) システム要件定義
- (イ) 基本設計・詳細設計
- (ウ) サーバ構築
- (エ) システム構築・カスタマイズ

(オ) 基本動作確認

(カ) データ移行

イ 各種マニュアル類の作成

ウ 先行操作研修

- ◆ システム仮稼働中にテスト運用を行う主要担当者向け先行操作研修

(2) 次年度以降調達を予定している業務（令和8年度分）（参考）

ア システム仮稼働

- ◆ 令和8年4月から全ての調理方式について、本稼働を見越した実運用のテストを行うこと。

イ 正式稼働前調整業務

- ◆ 仮稼働において抽出された課題等に対する必要な対応を行う

ウ 各種研修実施

- ◆ システムの供用開始前までに利用者全員が新システムの基本的な操作方法を理解し、円滑に運用できる状況を整え、給食の運営に影響を及ぼさないようにすること。操作研修や管理者研修を実施すること（280名程度を想定）。

- ◆ 給食会で用意する研修会場は30名～40名程度の規模のため、全員が1回以上受講できるよう複数回開催すること。

※ 発注者の承諾を得た場合はオンラインでの開催も可とする。

- ◆ 研修は令和8年度の夏季休業期間中の実施を原則とする。

エ 給食物資管理システム運用・保守サービス（令和8年末まで）

- ◆ 正式サービス(本格運用)は、令和8年8月20日までに開始するものとする。
- ◆ 本システムの供用開始にあたっては、献立作成及び食材発注作業を食材発注前に実施する必要があるため、現行システムとの重複運用期間が発生する見込みである。

7 各業務提案金額

提案金額については、税抜きで以下の内訳を別紙様式に明記すること。

(1) 本契約に係る提案金額

- ◆ 6(1)の業務

(2) 令和8年度調達を予定している業務の提案金額

- ◆ 6(2)の業務及びシステム運用・保守サービス

(3) 令和9年度以降調達を予定している業務の提案金額

- ◆ システムの導入費用だけでなく、システム運用・保守サービスを5年間継続した場合の提案金額を提案すること。

- ◆ システム運用・保守サービス利用料は単年度ごとの契約とする。

参考

R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度	R 1 3 年度
(1) 導入	(2) 導入、シ ステム運 用・保守	(3) システム 運用・保 守	(3) システム 運用・保 守	(3) システム 運用・保 守	(3) システム 運用・保 守	(3) システム 運用・保 守

※ なお、令和 1 4 年以降については、令和 1 3 年度中に (3) に示す料金体系で継続利用について協議できるものとする。

※ ライセンス料が必要な場合は、原則として必要な年度に見込むこと。複数年分を一括して購入することが条件である場合は、初年度に見込むこと。

8 川崎市の学校給食実施状況及び給食会による食材調達状況について

以下に記載する川崎市の学校給食の実施状況を十分に理解した上で、「9 機能仕様」に記載する各機能仕様の把握に努めること。

(1) 給食の調理方式について

給食物資管理システムにおいて、対応すべき調理方式は以下のとおりとなる。

- ア 全小学校は、自校の給食室で調理を行う（以下「小学校自校調理方式」という。）。
- イ 全特別支援学校（分校を含む。）は、自校の給食室で調理を行う（以下「特別支援学校自校調理方式」という。）。
- ウ 中学校のうち小学校と合築である東橘中学校及びはるひ野中学校の 2 校については、小学校と同じ給食室で調理を行い、中学校のうち犬蔵中学校及び中野島中学校の 2 校については、自校の給食室で調理を行う（以下「中学校自校調理方式」という。）。
- エ 中学校のうちイ及びウを除く 4 8 校については、各学校給食センター（内訳 南部 2 2 校、中部 1 4 校、北部 1 2 校）で調理を行う（以下「中学校共同調理場方式」という。）。

上記の調理方式ごとに統一献立を 1 献立ずつ作成する。

(2) 献立ローテーション

川崎市では、統一献立ごとに 1 箇月分の献立を実施の 2 箇月前に確定するが、食数が多いため、食材の発注量を複数日に分散させることを目的として、複数のブロックに分け、1 箇月の中で献立実施日が異なる献立ローテーションを実施している。献立ローテーションが異なる学校では、同一日において異なる献立となるが、1 箇月を通して食べ

る献立は同一となる。

また、8月分については9月分とまとめて献立作成、発注を行う。

- ア 小学校自校調理方式の場合、1献立を（川崎区・中原区）、（幸区・多摩区・麻生区）、（高津区・宮前区）の3ブロックで献立ローテーションを行う。
- イ 特別支援学校自校調理方式の場合、1献立を1ブロックで行う。
- ウ 中学校自校調理方式の場合、1献立を1ブロックで行う。
- エ 中学校共同調理場方式の場合、1献立を南部学校給食センターで2ブロック、中部学校給食センターで2ブロック、北部学校給食センターで1ブロックの計5ブロックで献立ローテーションを行う。

調理方式	小学校 自校調理方式	特別支援学校 自校調理方式	中学校 自校調理方式	中学校 共同調理方式
統一献立数	1	1	1	1
献立ローテーション（ブロック数）	3	1	1	5

（3） 自校献立の実施

自校献立とは、小学校のみ独自で献立を作成し、各学校において食材発注を行うものである（現在は学校ごとに年2回）。

- ア 自校献立実施日は学校ごとに設定でき、カレンダー情報に登録できること。
- イ 自校献立の作成は、統一献立とは別の場所でも作成可能とすること。
- ウ 献立作成においては（8）献立情報管理に準じること。
- エ 自校献立確定後は残食管理や各種帳票に反映できること。

（4） 精米使用校と無洗米使用校の指定

米飯等の「米」を使用する料理の料理コードに使用される食品コードは「精米」又は「無洗米」のいずれかの食品コードが登録される。そのため、調理方式ごとに発注される食品コードは「精米」又は「無洗米」のいずれかの食品コードに統一されるが、実際には、同じ調理方式の学校であっても、「精米」を使用する施設と「無洗米」を使用する施設がある。

（5） 委託炊飯の実施

小学校自校調理方式のうち、26校（令和6年度）において、3事業者に精米による炊飯業務を委託しているが、該当する学校について、「精米」の納入先は、実際には学校ではなく委託炊飯業者となるが、「精米」の落札業者宛てに委託炊飯該当校のリストを別途送付することで、実際の納入先を把握してもらうため、給食物資管理システムとしては、納入先の変更について対応する必要はない。

なお、委託炊飯業者に納入した精米量分について、給食会は「精米」の落札業者に代

金支払はしない。給食会は、毎月の委託炊飯用の精米必要量をそれぞれに通知するだけで、委託炊飯業者は「精米」の落札業者に納入された精米量分の代金支払を行う。また、委託炊飯業者は炊飯した「ご飯」を学校に納入し、ご飯代として給食会に請求を行う。給食会がご飯代として、委託炊飯業者に代金支払を行う。

(6) 食材の入札・発注

川崎市の学校給食で使用する食材については、自校献立の食材を除き、原則給食会が入札・発注等を実施している。

契約形態には、随意契約、一般競争入札による契約及び物資選定委員会（随意契約）が業者の提示する見本品を審査し納入品を決定する契約の 3 形態がある。また、予定価格を超過する場合は、随意契約の対象外とする。

小学校自校調理方式の場合、中学年用の献立登録を行い、低学年・高学年について、それぞれ 0.9、1.1 を係数として乗じて、食材量を計算する。また、加工品等で個付けとする食材について、例えば「ハンバーグ」の場合、中学年 80g とした場合、低学年 70g、高学年 90g のように設定できること。なお、加工品等の個付け品の予備数については、小学校では、低・中・高学年で各 3 個、中学校では、5 個を予定している。

特別支援学校自校調理方式の場合、すべての食材について、栄養士が必要量を入力できるようにする。

中学校共同調理場方式の場合、各校 5 個の他に 0.3～1.5% の予備率が入る場合がある。（魚・肉の切り身、加工品、個付け果物等）

基本的には、食材 1 つに対して調理方式ごとに 1 業者への一括入札・発注を予定している。ただし、小学校自校調理方式、特別支援学校自校調理方式及び中学校自校調理方式で使用する青果類については、食材 1 つに対して 5 つの地区ごとに必要数分を計算し、5 つの業者に対して入札・発注する。5 つの地区分けは、「川崎区」、「幸区」、「中原区」、「高津・宮前区」、「多摩・麻生区」とする。

中学校共同調理場方式の場合、食材 1 つに対して 5 献立ごとに必要数分を計算し、3 つの業者に対して入札・発注する。（南部学校給食センター A・B 献立、中部学校給食センター C・D 献立、北部学校給食センター E 献立）

パン・牛乳等についても、食材 1 つに対して 1 業者への一括入札・発注を予定している。

(7) 食材納入に関する留意事項

食材の納入については、当日納品、前日納品及び 1 稼働日前納品を行う場合と、米・調味料・乾物等のように、月 1 回一括または分割して複数回納品する場合がある。前日納品の際、納品日が各学校及び各学校給食センターが稼働日でない場合は、食材によって納品日を 1 稼働日前又は使用日当日に納品する。

また、納入先は、中学校共同調理場方式の対象校分は各学校給食センター、他の調理

方式については各学校とする。ただし、中学校共同調理場方式の場合においても、パン、牛乳及びデザート等については各学校に直接納入する。

(8) 食数登録・変更方法及び予定食材量の変更方法

年度当初の4月及び5月は、学校及び学校給食センターにおいてクラス単位で、学校の食数及び牛乳の必要数を給食物資管理システムに入力する。

ただし、学校及び学校給食センターで食数登録や食数変更を行う場合は、入力締切日を設定し、締切日以降は変更入力できないこととする。

6月から翌年3月までは、給食費徴収システムから出力される CSV ファイルを流し込むことで食数を入力する。この場合も入力締切日を設定し、締切日までは給食費徴収システムから出力される CSV ファイルの再度の流し込みにより食数変更を可能とする。

管理者権限を持つユーザー（給食会職員等）は、学校が変更した内容の一覧を日次で確認でき、入力締切日以降も変更入力を可能とする。

特定の食材については、学校又は学校給食センターで給食物資管理システムに入力して、食材量を変更することを想定しているため、ログイン ID により、食材量の変更可能な食材を設定できるようにする。学校又は学校給食センターでの食材量の変更についても、入力締切日を設定し、管理者権限を持つユーザ（給食会職員等）は、変更した内容の一覧を日次で確認でき、入力締切日以降も変更入力を可能とする。

また、管理者権限を持つユーザ（給食会職員等）は、入力締切日以降、学校及び学校給食センターで変更入力ができなくなった食材や食材量についても変更入力等を可能とする。

(9) 業務フローについて

「(別紙1) 業務フロー」を参照のこと。

9 機能要件

「(別紙2) 機能要件一覧」を満たすものとする。

併せて、川崎市の学校給食実施状況及び給食会の発注状況を踏まえて、機能要件一覧にない有益な機能や、他都市等で評価の高い機能、今後搭載を予定している機能等があれば提案のこと。

10 プロジェクト管理

各種業務について、スケジュール管理、課題管理などの管理業務を行い、定められた期間内に発注者へ報告すること。

(1) 実施計画書の作成

受託者は、業務履行開始に当たり、契約締結日から2週間以内に実施計画書を作成して、発注者の承認を得ること。

実施計画書には、作業方法、現場責任者の氏名及び連絡先、作業実施体制（業務従事者の氏名及び連絡先、役割分担、過去の業務従事実績を明記）及びスケジュールを明らかにすること。なお、実施計画書を変更するときは、発注者の承認を得た上で変更し、変更後の実施計画書を提出すること。

(2) WBS (Work Breakdown Structure)の作成

受託者は、実施計画書が承認された後、速やかにWBSを作成し提出すること。

(3) 進捗報告書の作成

受託者は、定期的（月1回以上）に、本業務の進捗状況を説明する報告書（以下「進捗報告書」という。）を作成した上で、発注者との協議を行い、説明すること。

(4) 議事録の作成

発注者等と協議を行う際には、あらかじめ協議事項を設定すること。終了後には、議事録を速やかに提出し、内容に疑義がある場合は修正すること。

協議などにおいて生じた課題については、議事録とは別に一覧（以下「課題管理表」という。）にまとめ、受託者側で対応・回答すべきもの、発注者側で対応・回答すべきものに分け、対応・回答期限を明記すること。

(5) 仕様変更履歴表の作成

発注者と協議の上、必要に応じて仕様変更を実施した場合、変更箇所などを明示した仕様変更履歴表を作成し管理すること。

(6) 作業体制

作業に従事する者の氏名、役割及び有する技術資格を明示すること。また、次の責任者を専任で設置すること。

ア プロジェクト責任者

発注者との総合窓口として、導入プロジェクトの管理を行う。

イ 品質管理責任者

プロジェクトの全工程において、品質のチェックを行い、品質レベルを維持する。

ウ セキュリティ管理責任者

プロジェクトにおける情報セキュリティに関する指針・手順を定め、実際に遵守されているか管理を行う。

1.1 本業務に係る成果物品

各納品物は、納品締切日又はシステム導入工程等に応じて提出し、給食会の承認を得ること。

No	納品物名	記載事項	納品媒体・数量	納品締切日
1	実施計画書	① 作業方法 ② 業務責任者氏名及び連絡先 ③ 作業実施体制 ④ スケジュール	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	契約締結後 1 4 日以内
2	WBS	① 作業名 ② 作業期間 ③ 工数	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	実施計画書承認後 7 日以内
3	帳票設計書	① 帳票一式	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	別途受託者に指示する。
4	研修計画書	① 利用者向けの研修に関する 実施計画書 ⑤ 施計画書	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	契約締結後 1 4 日以内
5	マニュアル	① 管理者用マニュアル ② 復旧手順書 ③ 業務機能階層図 ④ 機能一覧 ⑤ 業務システムフロー ⑥ 各利用者用マニュアル	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	別途受託者に指示する。
6	進捗報告書	① 進捗報告書 ② 議事録	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	協議実施後 7 日以内
7	仕様変更履歴表	① 変更一覧 ② 変更内容	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	仕様変更確定後、7 日以内
8	設計書 (カスタマイズ部分)	① ネットワーク設計図 ② 基本設計書、詳細設計書 ③ 物理構成図、論理構成図	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	別途受託者に指示する。
9	テスト計画書 (①・②はカスタマイズ部分)	① 単体・結合テスト計画書 ② 単体・結合テスト結果報告書 ③ システムテスト計画書 ④ システムテスト結果報告書 ⑤ 運用テスト計画書 ⑥ 運用テスト結果報告書	電子媒体 1 部、 紙媒体 1 部	別途受託者に指示する。

10	業務完了届	① 作業実施報告書	電子媒体 1 部、	業務完了時
11	サーバ機器等仕様書	① サーバ機器等の仕様書	電子媒体 1 部 紙媒体 1 部	別途受託者に指示する。

1 2 その他

本契約にて導入を行ったソフトウェアについて、令和 8 年 4 月以降も給食会の求めに応じて、本仕様に即したサービスの継続提供に努めること。